

# 財団法人資産評価システム研究センター寄附行為

制 定 昭和53年5月 1日 自治許第468号

一部変更 平成10年2月27日 自治許第 16号

一部変更 平成19年5月 8日 総税評第 16号

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人資産評価システム研究センター（以下「評価センター」という。）という。

### (事務所)

第2条 評価センターは、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 評価センターは、資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究等を行い、もって国、地方公共団体等の諸施策の推進に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 評価センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資産の状況に関する調査研究
- (2) 資産の評価の方法に関する調査研究
- (3) 資産に関する情報、資料等の調査収集
- (4) 資産の評価に関する研究会、講習会、協議会等の開催
- (5) 調査研究成果の公表及び普及並びに機関誌、情報、資料、図書等の刊行及び提供
- (6) 資産に関する調査研究及び評価関係業務の受託
- (7) 資産評価システムの開発及び普及
- (8) その他評価センターの目的を達成するため必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 評価センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品及び補助金
- (5) 会費
- (6) その他の収入

### (資産の種類)

第6条 評価センターの資産は、これを基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 基本財産は、処分し、又は担保にすることができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### **(資産の管理)**

第7条 評価センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、銀行若しくは郵便官署に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

#### **(経費の支弁)**

第8条 評価センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

#### **(会計年度)**

第9条 評価センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **(事業計画及び収支予算)**

第10条 評価センターの毎会計年度の事業計画及び収支予算は、当該会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

3 理事長は、第1項の規定により事業計画及び収支予算を作成したときは、毎会計年度開始後3月以内に、前項の規定によりこれらを変更したときは、遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

#### **(事業報告等)**

第11条 評価センターの毎会計年度の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経た後、理事会の承認を得て、当該会計年度終了後3月以内に総務大臣に提出しなければならない。

#### **(剰余金)**

第12条 会計年度末に剰余金を生じたときは、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

### **第4章 役員等**

#### **(役員)**

第13条 評価センターに、役員として理事6名以上10名以内及び監事2名以内を置く。

#### **(理事)**

第14条 理事は、評議員会において選任する。

2 理事は、監事及び評議員を兼ねることができない。

3 理事は、評価センターに関する業務を執行する。

#### **(理事長)**

第15条 評価センターに理事長をおく。

- 2 理事長は、理事の中から理事会において選任する。
- 3 理事長は、評価センターを代表し、評価センターの業務を統括する。

#### **(常勤の理事)**

第16条 評価センターに常勤の理事を置くことができる。

- 2 常勤の理事は、理事のうちから理事長が指名する。
- 3 常勤の理事は、理事長を補佐し、経常的な業務を処理する。
- 4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定める常勤の理事がその職務を代理する。

#### **(監事)**

第17条 監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、理事及び評議員を兼ねることができない。
- 3 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### **(任期)**

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

#### **(解任)**

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現任数又は評議員現任数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として必要な適格性を欠くと認められるとき

#### **(報酬等)**

第20条 役員の報酬については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

#### **(顧問及び参与)**

第21条 評価センターに顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会に諮って理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じて意見を述べるものとし、参与は、理事長の求めに応じて、評価センターの業務に参画するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

#### **(事務局)**

第22条 評価センターの業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

#### **(職員の任免等)**

第23条 職員は、理事長が任免する。

- 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の議決事項)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、評価センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、次に掲げる事項について議決するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、あらかじめ、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

### (議長)

第27条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

### (定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

### (書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は当該理事の指名する者を代理人として表決を委任することができる。

2 前2条の規定の適用については、前項の書面をもって表決とみなし、又は表決を委任した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。

3 理事長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して理事の賛否を求め、理事会に代えることができる。

### (理事会への出席)

第31条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

### (議事録の作成)

第32条 理事会の議長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、署名及び押印をしなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第33条 評価センターに、評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて、必要な事項について審議し、助言する。

3 評議員会の議長は、評議員の中から評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。

5 評議員会には、第26条、第28条から第30条まで及び第32条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営について必要な事項は、理事会において定める。

## 第7章 会員

### (会員)

第35条 評価センターに会員を置く。

2 会員は、地方公共団体並びに評価センターの目的及び事業に賛同する者とする。

3 前2項に定めるもののほか、会費その他会員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更

### (寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

## 第9章 解散

### (解散)

第37条 評価センターは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けて解散することができる。

### (残余財産の帰属権利者)

第38条 評価センターが解散した場合の残余財産の帰属権利者は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けて定める。

## 第10章 雑則

## (委任)

第39条 前各章に定めるもののほか、評価センターの運営に関し必要な規程は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、自治大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項、第15条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、設立総会で選任された者をもってこれにあて、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和54年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は第10条第1項並びに第24条第1号及び第2号の規定にかかわらず、設立総会で定められた事業計画及び収支予算によるものとする。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、自治大臣の認可を得て、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5章の次に次の2章を加える改正規定（第33条第1項から第3項までに係る部分に限る。）は、自治大臣の認可の日（平成10年2月27日）から施行する。
- 2 施行日において現に役員である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為（以下「新寄附行為」という。）第14条第1項及び第17条第1項の規定により選任されたものとみなす。
- 3 新寄附行為第18条第1項の規定は、施行日以後選任される役員の任期について適用し、施行日前に選任された役員の任期については、なお従前の例による。
- 4 この寄附行為による変更前の寄附行為（以下「旧寄附行為」という。）第35条の規定により理事会が定めた規程のうち新寄附行為第7条、第20条第1項、第23条第2項及び第35条の規定に係るものは、それぞれ当該規定により理事会の議決を経て理事長が定めたものとみなす。
- 5 旧寄附行為第35条の規定により、理事会が定めた規程のうち前項に定めるもの以外のものは、新寄附行為第39条の規定により理事会の議決を経て理事長が定めたものとみなす。

### 附 則

この寄附行為の変更は、総務大臣の認可があった日（平成19年5月8日）から施行する。